

B型肝炎訴訟における和解の手続き(概略)

因果関係の認定 (一次感染者の場合)

■ B型肝炎ウイルスに持続感染していること

- 6か月以上の間隔をあけた2時点において、連続してHBs抗原陽性又はHBV-DNA陽性又はHBe抗原陽性 あるいは
- HBc抗体陽性(高力価)

■ 満7歳になるまでに集団予防接種等※を受けていること

- 母子健康手帳で証明 又は ※ 予防接種及びツベルクリン反応検査
- 予防接種台帳で証明 又は
- 具体的な接種状況等が合理的に説明された陳述書等+接種痕ありの医師意見書+住民票又は戸籍の附票で証明

■ 集団予防接種等における注射器の連続使用があったこと

- 昭和23年7月1日~昭和63年1月27日の間に、原告が満7歳になるまでに集団予防接種等を受けていること

■ 母子感染でないこと

- 母親のHBs抗原が陰性 かつ HBc抗体が陰性又は低力価 あるいは
- 年長のきょうだいのうち一人でも持続感染者でない者がいること(母親が死亡している場合のみ)

■ その他集団予防接種等以外の感染原因がないこと

- 集団予防接種等とは異なる原因の存在をうかがわせる具体的な資料(カルテ等)がないこと かつ
- 父親がB型肝炎ウイルスの持続感染者の場合、B型肝炎ウイルスの塩基配列を比較した血液検査結果において、父親からの感染でないと判断できること かつ
- 原告のB型肝炎ウイルスがジェノタイプAeではないこと

【二次感染者における因果関係の認定】

■ 原告の母親が集団予防接種等により持続感染していること

- 母親が一次感染者であること

■ 当該原告が持続感染していること

- 6か月以上の間隔をあけた2時点において、連続してHBs抗原陽性又はHBV-DNA陽性又はHBe抗原陽性 あるいは
- HBc抗体陽性(高力価)

■ 母子感染であること

- 出生直後にB型肝炎ウイルスに持続感染したと認められること 又は
- 原告のB型肝炎ウイルスの塩基配列を比較した血液検査結果が母親と一致すること

病態の認定

■ **死亡** ⇒ B型肝炎ウイルスの持続感染との因果関係を、医療記録に基づく医学的知見を踏まえて、総合的に判断

■ **肝がん** ⇒ 病理組織検査で、原発性肝がん(胃がんや大腸がんなどの肝転移ではなく、肝臓から発生したがん)と診断

■ **肝硬変(重度)** ⇒ 病理組織検査で、肝硬変と診断 かつ
90日以上の間隔をあけた2時点において連続して、Child-Pugh分類における合計点数が10点以上の状態 又は
肝臓移植を行ったこと

■ **肝硬変(軽度)** ⇒ 病理組織検査で、肝硬変と診断

■ **慢性肝炎** ⇒ 6か月以上の間隔をあけた2時点において連続して、B型肝炎ウイルス感染に起因するALT(GPT)値の異常が認められる状態

■ **無症候性キャリア** ⇒ 上記のいずれにも該当しないこと

上記を満たし、和解が成立した者への和解金等

■ **死亡・肝がん・肝硬変(重度)** 3600万円

■ **肝硬変(軽度)** 2500万円

■ **慢性肝炎** 1250万円(※1)

※1 20年の除斥期間を経過した者については、現在も慢性肝炎の状態にある者等 : 300万円
現在は治癒している者 : 150万円

■ **無症候性キャリア** 50万円+定期検査費用の支給等の政策対応(※2)

※2 20年の除斥期間を経過していない者については、600万円